

警告・退場による出場停止取扱い基準

1. 警告累積

出場停止となる警告累積回数は、大会毎の、一つのチームの試合数によって異なります。

〔表1〕

試合数	出場停止とされる警告累積回数
9試合以下	2回
10試合以上 19試合以下	3回
20試合以上	4回

①警告累積による出場停止

警告累積がそれぞれの大会で規定数〔表1〕に達した場合は、当該大会の直近の1試合が出場停止になります。
警告累積による出場停止を2回以上繰り返した場合は、その都度2試合出場停止となります。

②一つの試合で複数の処分を受けた場合

1試合に2回の警告を受けた場合、この警告は累積には算入されません。
1試合で警告を受けた後にさらに退場処分を受けた場合は、この警告は累積に算入されます。

③警告累積による出場停止の当該試合

警告累積による出場停止は、当該大会以外には適用されません。

④警告累積による出場停止と他の出場停止の関係

警告累積による出場停止と退場(1試合警告2回による退場含まず)による出場停止は同時に科されます。たとえば、リーグ戦のある試合で、累積3回目となる警告を受け、さらに退場処分を受けた場合、出場停止となる試合数は、“警告累積による1試合、および退場処分に対する停止試合数”となります。

警告累積による出場停止と退場(1試合警告2回による退場含まず)による出場停止が同時に科された場合は、退場による出場停止が先に適用されます。

2. 退場(1試合警告2回による退場を含む)による出場停止

①退場による出場停止

退場による出場停止については、フェアプレー・規律委員会で処分が決定されますが、処分が決まる前でも退場を受けた次の1試合は自動的に出場停止となります。

②退場(1試合警告2回による退場含む)による出場停止は、同一競技会における直近の試合で順次消化する。但し、出場停止が大会内で消化しきれない場合(大会の終了/敗退)⇒「次の公式試合」(〔表2〕の同レベルの大会)に適用されます。

〔表2〕

区分	レベル	シニア連盟の大会
A	A1	埼玉県サッカー協会長杯(40シニアリーグ) 埼玉県総合体育大会
	A2	50シニアリーグ 埼玉県シニアサッカー選手権大会
	A3	60シニアリーグ
	A4	65シニアリーグ
	A5	ロイヤルシニアリーグ
Z		シニアフェスタ

3. 特別な大会「Z」の扱い

表2のAの大会で受けた退場による出場停止は、Zの大会には影響しません。

Zの大会で受けた退場は、Aの大会には影響しません。

4. 退場による出場停止につき、一つの大会で懲罰基準の同一項目による処分を2度以上繰り返し受けた場合は、同基準に定める出場停止試合数の2倍となります。

[表3]

懲罰基準の項目	2度以上繰り返した場合
1試合警告2回による退場 1試合の出場停止処分に相当する退場	2倍
他の選手、監督、コーチ、役員その他競技に立ち会っている関係者(以下、「選手等」という)に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	
主審および副審に対する侮辱または公然の名誉棄損行為 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	

5. シーズン中に移籍した場合の処分の扱い

警告累積、出場停止、退場(1試合警告2回の退場含む)の履歴、出場停止の履歴などは、移籍先チームにおいても適用されます。

6. 出場停止と試合中止

① 出場停止の対象試合が延期または中止された場合

出場停止の対象試合は、当初の対象試合の直後に行われる試合に変更されます。

② 試合開始後に中止された試合で受けていた警告、退場処分の扱いについては、フェアプレー・規律委員会で決定されます。

7. 出場停止の翌シーズンへの繰り越し

シーズンが終了した時点で未消化の出場停止は、翌シーズンへ繰り越します。

8. 付則

1. この取扱い基準は、平成23年3月1日から施行する。

2. 平成26年3月1日 一部改正。

- ・ JFAの「出場停止の消化に関するルールの変更」による。
変更前：退場(1試合警告2回による退場含む)による出場停止は、直近の大会で順次消化する。
- ・ 大会内容変更により[表1]「該当する大会」を削除、[表2]を改正。